

年度途中採用者等に係る任用資格の改正について(案)

1 趣旨

年度途中採用者等について、昇任能力実証の合格翌年度当初に昇任できない事例が生じる状況を解消するため、任用資格の見直しを行う。

2 内容

年度途中に職務分類基準(I)2級職又は3級職に採用された者又は昇任した者(採用予定年度の前年度に繰上げ採用された者及び管理職選考種別I類に合格した者を除く。)を直近上位の職務の級に任用するために必要な資格年数について、その年度の4月1日に任用された者とみなして在職年数を計算することとする。

3 その他

本改正に伴い、関連する諸制度に影響がある場合、所要の見直しを行う。

4 適用時期

令和8年度から適用する。